

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 5 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600247号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700012号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年4月11日の標準賞与額を1万5,000円、同年10月15日の標準賞与額を31万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月11日及び同年10月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月11日及び同年10月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月
② 平成15年10月

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、年金額に反映するよう請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、金融機関から提出された請求者に係る普通・貯蓄預金補助元帳により、請求者は、A社から平成15年4月11日に19万3,569円、同年10月15日に24万8,033円が振り込まれていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、当該期間において、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②の賞与支給日については、上記普通・貯蓄預金補助元帳により確認できる賞与振込日から、請求期間①は平成15年4月11日、請求期間②は同年10月15日とす

ることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記普通・貯蓄預金補助元帳において確認できる賞与振込額及び複数の同僚の賞与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、1万5,000円、請求期間②に係る標準賞与額については、上記普通・貯蓄預金補助元帳において確認できる賞与振込額、及び複数の同僚の賞与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、31万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成15年4月11日及び同年10月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては、資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600253号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700014号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年7月20日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月20日

私は、A事業所で従業員であった期間のうち、請求期間について、同僚の標準賞与額の記録が回復した旨の通知を年金事務所から受けたが、賞与が支給されていたか覚えていない。調査の上、賞与が支給されていた場合には、請求期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の取引金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、平成18年7月20日にA事業所から賞与(21万1,945円)が振り込まれていることが確認できる。

また、複数の同僚から年金事務所に提出された給与支給明細書(平成18年7月分賞与)の写しにより、当該同僚は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記の預金取引明細表において確認できる賞与振込額及び同僚の賞与に係る給与支給明細書の写しにおいて推認できる賞与額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600250号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700004号

第1 結論

昭和54年10月から平成2年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年10月から平成2年4月まで

私は、A社を退職した直後の昭和54年10月に、B市役所C支所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続と国民健康保険の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒に同市役所同支所の窓口又はD信用金庫(現在は、E信用金庫)F支店で納付してはいたはずである。請求期間について、国民年金に未加入とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年11月27日にB市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者が所持する年金手帳には、「国民年金手帳交付60年12月6日」と記載されていることから、同年12月頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認でき、昭和54年10月に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と相違する上、同時点では、請求期間のうち、昭和58年9月以前は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、当該記号番号に係る国民年金の被保険者記録は、昭和62年2月23日に取り消されていることが確認でき、同日以降は、請求期間のすべての期間において国民年金に未加入の期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、過年度納付書が昭和61年11月7日に作成された記録になっており、過誤納記録における還付及び充当記録も存在しないことから、当該記号番号による保険料納付はなかったことがうかがえる。

さらに、請求者から提出された昭和55年4月から平成2年7月までの預金元帳の写しによると、当該期間の国民年金保険料額に相当する金額の出金記録は、昭和61年3月25日に

(6,740円)された1件が確認できるものの、オンライン記録により、当該出金は、同年3月26日に納付された請求者の妻に係る昭和60年4月分の国民年金保険料であると推認できることから、当該預金元帳の写しにより請求者の請求期間に係る保険料納付を確認することができない。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行った結果、請求期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600262号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年3月1日から同年8月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、その記録がない。調査の上、年金額に反映するよう請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票及びA社から提出された請求者の請求期間に係る給料支払明細書(控)により、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給料支払明細書(控)により、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、請求期間当時にA社において、厚生年金保険被保険者資格を有する10人の同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。